

平成29年度定例監査実施結果（下期）の概要

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果について、第9項の規定により公表する。

- 1 監査実施所属数 116所属（年間定例監査対象所属数261所属）
- 2 監査対象期間 前回監査対象期間の翌月から今回監査実施日前3か月までの間
- 3 監査実施期間 平成29年9月12日～平成30年1月31日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は「備品の取得、管理及び処分は、適切に行われているか。」を重点事項として実施した。

また、行政監査として、「マイナンバーに係る事務処理は、適正に行われているか。」を定例監査に併せて実施した。

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- ・意見 監査の結果に基づき、組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

6 監査の結果

指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、次のとおりである。

指摘事項 2件 指導事項 89件 注意事項 46件 意見 0件 合計 137件

<参考：平成28年度定例監査結果（下期）>

指摘事項 11件 指導事項 124件 注意事項 84件 意見 0件 合計 219件

7 指摘事項の概要

著しく不適切な事務処理と認められるものが、2所属で2件あった。

(1) [峡東保健福祉事務所] (収入)

母子・父子・寡婦福祉資金の違約金の免除については、山梨県母子父子寡婦福祉資金違約金事務取扱要領第4の(1)において、「違約金の免除を受けようとする者は、母子(父子)(寡婦)福祉資金違約金免除申請書を保健福祉事務所長に提出しなければならない。」と定められている。したがって、

借受人に対して発生した違約金について、その免除は、借受人が提出した免除申請書に基づき行うべきところ、主たる債務者である借受人ではなく、連帯借受人又は連帯保証人の名義で提出された免除申請書に基づき、免除の承認を決定しているものがあった。

(2)[果樹試験場](収入)

平成28年4月から5月にかけて出荷された生産物の売払収入の調定が、平成29年3月に行われており、6か月以上遅延していた。(合計 1,229,040円)

8 指導事項の主な内容

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| (1) 収入(26件) | 収入未済(17件)など |
| (2) 支出(9件) | 支出負担行為伺いに係る事務が適切に行われていなかったもの(4件)など |
| (3) 給与(23件) | 諸手当の支給に係る事務が適切に行われていなかったもの(14件)など |
| (4) 物品(12件) | 検収調書の作成等が行われていないもの(4件)など |
| (5) 財産(14件) | 行政財産の使用許可指令書の記載内容に不備があったもの(5件)など |
| (6) 契約(4件) | 契約書の記載内容に不備があったもの(4件) |
| (7) 重点事項(1件) | 主要備品の棄却に係る事務処理が行われていなかったもの(1件) |

9 注意事項の主な内容

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 物品(13件) | 郵便切手類受払簿の記載内容に誤りがあったもの(12件)など |
| (2) 給与(12件) | 諸手当の支給に係る事務が適切に行われていなかったもの(9件)など |
| (3) 契約(9件) | 契約書に貼付すべき収入印紙の金額の誤り(5件)など |

10 平成29年度定例監査結果を通じたの総括的な意見

平成29年度の定例監査の結果を前年度と比較すると、指摘事項が11件、指導事項が98件、注意事項が35件、意見が1件減少し、全体では145件減少している。また、前年度の監査で指摘事項等が多かった給与関係事務については41件、契約関係事務については39件減少しており、前年度の監査で指摘事項等が多かった部局において組織的に取り組まれるとともに、制度所管課が指摘事項等の再発防止に向けて情報提供等を行ったことにより、事務処理が改善したことがうかがえる。

しかし、収入関係事務においては、調定の遅延や債権管理が不適切なものなど4件の指摘事項があり、また、過去の監査で指導事項等とされた事例が依然として多くの所属で発生していることから、同様な事例が発生することのないよう、幹事課や制度所管課等におかれては、事務処理における注意点等について所属や担当者への的確に情報提供するなど、再発防止に一層努められたい。

また、平成29年の地方自治法の改正により、都道府県知事及び指定都市の市長は、財務に関する事務等について、適正な管理及び執行を確保するための方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないとされたことから、平成32年度からの施行に向け、計画的な準備に努められたい。